

三階までの直圧直結給水に関する条件承諾書

年 月 日

昭 島 市 長 殿

給水装置の設置場所	町 丁目 番 号
設置者（所有者）の 住所・氏名	町 丁目 番 号 氏名 連絡先
管理人の住所・氏名	町 丁目 番 号 氏名 連絡先
親メーターの水栓番号	
子メーターの水栓番号	

三階までの直圧直結給水を行うにあたり下記の条件を承諾します。

記

1 使用者への周知

次の事項を理解し使用者周知するとともに、給水について異議申し立てを市に一切いたしません。

- ① 建物の階数、所要水量、配水管の水圧その他の事情変更により給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合は、ポンプ等の補助設備を設置します。その場合は市に届出ます。
- ② 制限給水時、事故時、水道施設の工事等により、一時的な水圧低下に伴う上層階での断水や出水不良は、一階部又は、二階部の給水栓を使用します。

2 親メーター取替時等の措置

計量法に基づくメーターの取替え及びメーター異状等による取替えの際、メーターバイパスユニットを設置しないものは、断水となることを承諾するとともに使用者等へ周知し、メーターの取替えに協力します。

3 損害の補償

上記給水方式に起因して逆流又は漏水が発生し市若しくは、その他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。

4 管理人等の変更の届出

所有者又は管理人を変更するときは、市に届け出ると共に、変更後の所有者又は管理人にこの条件承諾書を継承します。

5 既設配管使用の責任

既設の受水タンク以下の装置を使用した場合は、これに起因する漏水等の事故について設置者（所有者）又は使用者等の責任において解決すると共に、市の指示に従い速やかに改善します。

6 子メーター前後の配管構造

子メーターとして市のメーターを設置する場合は、メーターとの接続及びメーター前後の配管に、市が指定した材料を使用します。

7 子メーターの管理等

- ① 子メーターとして市のメーターを設置した場合は、メーターの管理及び検針に支障がないよう努めます。
- ② オートロック式建物の場合は、各戸メーターの検針、メーターの取替え等、市の業務が支障なく行えるよう入館方法を提示します。

8 総括メーターの使用水量と個別検針した合計使用水量との差が、総括メーターの使用水量の5%を越える場合は、5%を含めてその超える水量分の料金を所有者又は使用者が負担します。

9 条例及び規程の遵守

上記各項の他、取扱い上なお必要な事項については、昭島市給水条例及び同施行規程を遵守して施行します。

10 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に熟知させ、上記給水方式に起因する紛争等については当事者間で解決し、市に一切迷惑をかけません。